広報たいわ広告事業取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は，大和町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき，大和町が発行する広報たいわ（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し，必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第２条　広報紙に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び掲載できる広告の内容等については，要綱第３条及び大和町広告事業掲載基準（以下「基準」という。）の規定によるほか，個人の氏名は掲載しないものとする。

（広告の規格等）

第３条　広告の規格，１箇月あたりの掲載料及び広告の箇所は，次の表のとおりとする。ただし，枠の分割は，認めない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 規格 | 掲載料 | 広告の箇所 |
| １号広告 | 縦45mm×横178㎜ | 30,000円 | 裏表紙 |
| ２号広告 | 縦45mm×横87㎜ | 15,000円 | 裏表紙 |

２　広告枠の位置は，町長が決定するとともに，掲載月ごとに変更することができる。

３　広告主は，町が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載期間）

第４条　広告掲載期間は，１箇月ごととする。

（広告の募集方法）

第５条　広告の募集は，町ホームページ及び広報紙等で広告主を公募するものとする。

（広告掲載申込及び決定）

第６条　広報紙へ広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は，広報たいわ広告掲載申込書（様式第１号）に必要な事項を記入し提出するものとする。

２　申し込みは，広告を掲載しようとする当該広報紙の発行日の60日前より受付し，40日前に締め切る。

３　町長は第１項の規定による申し込みがあったときは，すみやかに内容を審査し，その結果を広報たいわ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第２号）により，申込者に通知するものとする。

（広告掲載の決定方法）

第７条　町長は，応募のあった広告の掲載について，次の各号の順位により決定する。

(1)　国，政府関係機関，地方公共団体及びこれらに類するもの

(2)　町内に事業所，営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等

(3)　前各号に掲げる以外のもの

２　前項の規定による順位が同じ順位に複数のものがある場合は，抽選により決定する。

（広告の作成）

第８条　掲載する広告原稿は，広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容の変更）

第９条　広告の内容及びデザイン等が要綱及び基準の規定によるほか，この要領に違反しているか，あるいはおそれがある，又は誤りがあると判断したときは，広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第10条　町長は次の各号に該当する場合は，広告の掲載の決定を取り消し，又は中止するものとする。

(1)　指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2)　指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3)　前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか，適切でないと認めたとき。

（広告掲載の取り下げ）

第11条　広告主は，自己の都合により広報紙への広告掲載を取り下げることができる。

２　前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは，広告主は，発行日の２０日前までに書面により町長に申し出なければならない。

３　第１項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは，納付済みの広告掲載料は還付しない。

（広告主の責任）

第12条　広告主は，広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを，町長に対して保証するものとする。

２　第三者から，広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は，広告主の責任及び負担において解決するものとする。

３　広告主は，第６条第３項の規定により決定を受けた広報紙への広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

（広告掲載料の還付）

第13条　町長は，町の都合により広告の掲載ができなくなったときは，納付済みの広告掲載料を広告主に還付する。

（疑義の決定）

第14条　この要領に定めのない事項及び疑義を生じた事項については，町と広告主で協議するものとする。

（その他）

第15条　この要領に定めがあるものを除くほか，財務に関しては，大和町財務規則の手続きの例による。

附　則

　この要領は，平成19年８月１日から施行する。

附　則

　この要領は，平成24年10月１日から施行する。

附　則

　この要領は，平成29年３月１日から施行する。施行の際現に申請を受け付けたものについては，なお従前の例による。

附　則

　この要領は，令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

広報たいわ広告掲載申込書

年　　　月　　　日

大和町長　殿

（申込者）

住　所（団体にあっては、主たる事業所の所在地）

〒

氏　名（団体にあっては、名称及び代表者氏名）

（担当者）

氏　名

電話番号（　　　　）　　　　－

ファクシミリ（　　　　）　　　　－

電子メール

広報たいわへ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みに当たっては、大和町広告事業実施要綱、大和町広告事業掲載基準及び広報たいわ広告事業取扱要領の規定を遵守いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載希望規格 | □　縦４５ｍｍ×横１７８ｍｍ（裏表紙）  □　縦４５ｍｍ×横　８７ｍｍ（裏表紙） |
| 掲載希望月号 | 年　　　月号 |
| 広告の内容 | ※希望広告内容を記入又は貼り付けてください。 |
| 備考 |  |

様式第2号（第６条関係）

広報たいわ広告掲載・不掲載決定通知書

年　　 月　　 日

申込者

殿

大和町長

年　　月　　日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 決　定　区　分 | □ 掲載する（掲載位置 　　　）  □ 掲載しない  （理由） |
| 掲　載　月　号 | 年　　 月号 |
| 広告掲載料 | 金 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 納付期限 | 年　　 月　　 日 |
| 広告原稿提出期限 | 年　　 月　　 日 |

連絡先

大和町総務課

担当者名

電話番号

ファクシミリ

電子メール